

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第6項、第373条第7項、第463条の7第6項、第463条の27第6項及び第728条第7項の規定に基づき、その例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定により、次のとおり公売をしますので、同法第95条の規定により公告します。

また、国税徴収法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したので、同法第99条の規定により併せて公告します。

令和8年5月15日

郡山市長 椎根 健雄

公 売 財 産		見積価額	公売保証金
売却区分番号	名称、数量、性質、所在等		
郡山8-1-1	別紙1「公売財産目録」のとおり		
公 売 の 方 法		インターネット公売によるせり売	
公売の 日時	参加申込期間	令和8年5月29日(金)午後1時から令和8年6月15日(月)午後11時まで	
	入札期間	令和8年6月23日(火)午後1時から令和8年6月25日(木)午後11時まで	
公 売 の 場 所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上 https://kankocho.jp	
最高価申込者決定		日時	令和8年6月26日(金)午前10時 場所 郡山市税務部収納課 (郡山市役所西庁舎2階)
売 却 決 定		日時	令和8年6月26日(金)午前10時 場所 郡山市税務部収納課 (郡山市役所西庁舎2階)
買受代金納付期限		令和8年7月3日(金)午後2時30分	
買受人についての資格 及び注意事項等		別紙2のとおり	
配当を受けること のできる権利を有 するものの権利の 内容申立について		この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を郡山市税務部収納課に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は郡山市税務部収納課(郡山市役所西庁舎2階)で交付します。	

公 売 財 産 目 録				
売却 区分番号	公売財産の名称、数量、性質等		見積価額	公売保証金
郡山 8-1-1	財産の名称 数 量 寸 法 所 在 その他	エレキベース (Fender JAZZ BASS) 1 全長 約116cm × ボディ幅 約35cm 引渡し時保管場所 郡山市収納課 郡山市役所 西庁舎2階 公売財産は中古品です。 インターネット上に掲載している画像は、郡山市職員がデジタルカメラで撮影したもので、実際の色調とは異なる場合があります。 サイズは郡山市職員が測定したもので、実際の物とは異なる場合があります。	10,000円	1,000円

買受人についての資格及び注意事項等

買受人についての資格

以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること、及び財産を買い受けることができません。また、(1) から(3)までに該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。

- (1) 国税徴収法第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方
- (2) 郡山市が定めるインターネット公売ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方
- (3) 公売財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (4) 20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (5) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除きます。
- (7) 公売財産が不動産の場合、国税徴収法第99条の2に規定する暴力団等に該当しないこと等の陳述が必要となります。

注意事項等

- (1) 公売財産の入札をしようとする者は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込み手続きが必要です。
- (2) 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。
- (3) 公売保証金の納付は、入札者（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（一部カードを除く。）に限ります。
- (4) 一度行った入札は、公売参加者などの都合による取消しや変更はできません。
- (5) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し、売却決定の日時に売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、KSI 官公庁オークションのログイン ID に紐づく会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。
- (6) 2人以上が同額の入札価額（上限）を設定したときは、先に設定した人を最高価申込者として決定します。
- (7) 買受代金納付前に公売財産に係る市税等の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な理由があるときは売却決定を取り消します。
- (8) 買受人への権利移転は、買受代金の全額を納付したとき効力が生じます。なお、関係機関の承認や許可が必要な場合は、それらの要件が満たされたときです。また、公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。
- (9) 郡山市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (10) 公売財産は郡山市において占有していますが、買受代金納付後すぐに公売財産の引渡しを希望しないときは「保管依頼書」の提出が必要です。
- (11) 見積価額、最高価申込価額及び売却価額には消費税相当額が含まれております。
- (12) 公売公告の内容は、郡山市税務部収納課において閲覧することができます。
- (13) 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止する場合があります。
- (14) 入札等により自己に関わる情報が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等の損害を受けた場合、郡山市は何の保証もしません。

公売についての不服申立て又は取消しの訴えの提起について

この度、令和8年5月15日付け公売公告第100号（売却区分番号 郡山8-1-1）記載の財産を公売することとなりました。この財産の公売手続きにつきましては、公売公告、最高価申込者の決定及び売却決定の各処分に対して、以下のとおり審査請求又は取消の訴えを提起することができます。

1 上記の処分について不服がある場合は、それぞれ、公売公告がされたこと、最高価申込者の決定がされたこと及び売却決定がされたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。上記の処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、地方税法第19条の4に規定する日又は期限を経過した場合又は上記の処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や上記の処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。